

庁議の概要

開催日 令和2年4月1日（水）

◎項 目

1 男性職員の育児休業取得率の向上について【総務部】

知事及び総務部から、男性職員の育児休業取得について、配布資料に基づき説明が行われた。

◎内 容

（知事）

男性職員の育児休業取得率の向上に向けた取り組みについてお願いします。3年後に3割取得という目標は、今までの1割前後という現状からすれば、かなり意欲的なものであり、本気で皆様方にもコミットいただきながらやらなければいけない。

今後、各部局において3歳未満の子をもつ職員の方々や、子の出生予定がある職員の方々を把握していただき、各所属の仕事の状況も踏まえて年度内にどれだけ育児休業を取得してもらえそうかという目標を各部局別で立てていただきたい。そのうえで、ゴールデンウィーク明けにその計画や目標を確認させていただきたいと考えている。

また、各部局において職員の皆様との定期的な面談により、子の出生予定のある男性職員を把握して、その都度、目標の見直しを行うなど、しっかりとPDCAを回しながら目標達成に向けて本気で取り組んでいただきたい。

（総務部）

配布資料の「高知県職員子育てサポートプラン」にあるように、このたび、「男性職員の育休等取得支援プログラム」を作成した。管理職員は、年3回実施の目標設定面談を通じて対象職員を把握し、育児休業取得に向けた勧奨を行っていただきたい。

具体的には、職員に育児休業の取得意欲がある場合、管理職員は本人の意向をふまえて取得支援プログラムシートを作成する。そのプログラムシートを管理職員と管理部門で共有し、管理部門は代替職員の配置等、体制の検討を行う。

また、3歳未満の子のいる職員についても、年度を通じて育児休業取得に向けた呼びかけをお願いします。

なお、育児休業期間については、1ヶ月以上に固執するものではないが、政府全体も1ヶ月以上の取得を目途にするということを掲げており、育児休業の主旨もふまえて、一定の期間は取得していただきたいと考えている。